

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	産業廃棄物適正処理推進基金（補助率が1／2及び1／3のもの）
法人名	（財）産業廃棄物処理事業振興財団
基金額（国庫補助金等相当額）	6,662百万円（6,662百万円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	都道府県等が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法施行前に不適正に処分された産業廃棄物の生活環境保全上の支障の除去等を行うのに必要な資金を補助。

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するように指導監督を実施	
基金事業を終了する時期	平成24年度で事業を終了する。	
次回の見直し時期	次回見直しは平成21年度までに実施する。	
基金事業の目標	—	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	算出した保有割合は、0.2であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。	
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額＋管理費） （算出に用いた数値） 直近年末の基金額：平成17年度末の基金額 6,662百万円 事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額 32,480百万円 管理費：事業終了までに要する管理費 700百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
	〔有の場合〕該当する理由 —	
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —	
その他		

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。